

消費者安全法に基づく 事故情報通知制度等について

平成22年8月

消費者庁 消費者安全課

通知制度の概要

事故情報の集約、公表および分析

**現在の取扱とその課題および今後の改善案
について**

通知制度の概要

- 消費者安全法第2条第4項(消費安全性)
- 消費者安全法第2条第5項(消費者事故等)
- 消費者安全法第2条第6項(重大事故等)
- 「消費者事故等」と「重大事故等」の関係
- 消費者安全法第12条(通知)
- 消費者安全法に基づく情報通知

消費者安全法第2条第4項(消費安全性)

(定義) 第二条

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

「消費安全性」とは・・・商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有していること。

- ・第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)においては、消極要件(消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く)
- ・第2条第5項第2号(生命・身体被害を発生させるおそれのある事案)においては、積極要件(消費安全性を欠く商品等又は役務・・・)

消費者安全法第2条第5項(消費者事故等)

(定義) 第二条

5 この法律において「**消費者事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

消費者安全法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)

要件1:事業者が事業のために供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2:以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

死亡事故

治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がない程度のもを除く)

一酸化炭素中毒

要件3:商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く

消費者安全法第2条第5項第2号(生命・身体被害を発生させるおそれのある事案)

要件1:消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、

要件2:第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして定める以下の要件のいずれかに該当するもの

商品等・役務が安全基準に不適合

飲食物以外の物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や、過熱・異常音等の異常が生じた事態

飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態
窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

消費者安全法第2条第6項(重大事故等)

(定義) 第二条

- 6 この法律において「**重大事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

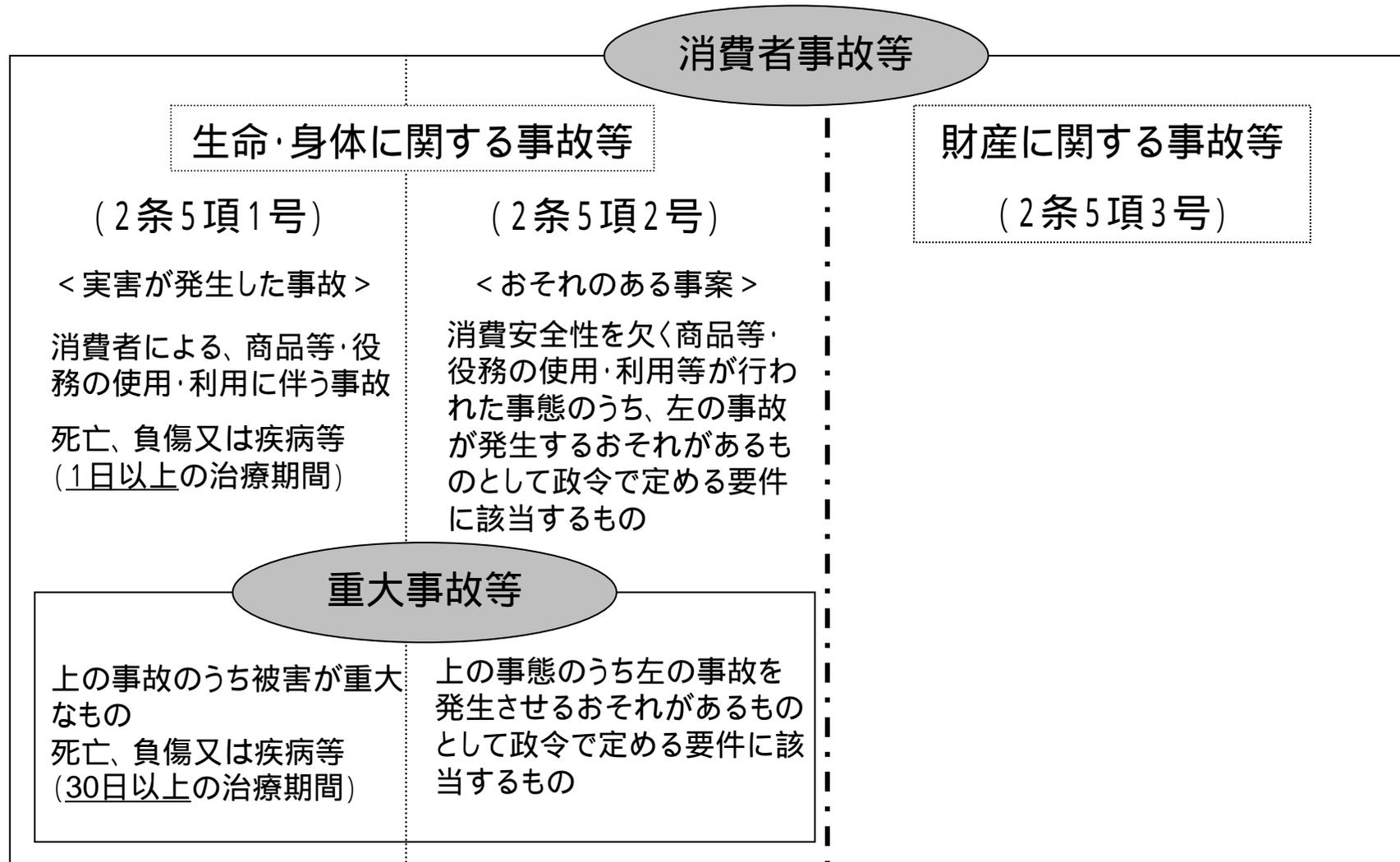
消費者安全法第2条第6項第1号(重大な生命・身体被害が現実に発生している事案)

- 第2条第5項第1号の事故のうち、その被害が重大であるものとして以下のいずれかに該当する程度の被害が発生したこと
- 死亡
 - 負傷・疾病であって治療に要する期間が30日以上であるもの
 - 負傷・疾病であって、治癒(症状固定を含む)時に府令で定める程度の身体障害が存するもの
 - 中毒(一酸化炭素中毒)

消費者安全法第2条第6項第2号(重大な生命・身体被害を発生させるおそれがある事案)

- 第2条第5項第2号の事態のうち、重大な生命・身体被害が現実に発生する事故(第2条第6項第1号)を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの要件に該当すること
- 安全基準不適合 かつ 重要な部分の異常(飲食物以外)
 - 安全基準不適合 かつ 毒物・劇物等の付着(飲食物)
 - 窒息等生命・身体への著しい危険
 - 火災等著しく異常な事態

「消費者事故等」と「重大事故等」の関係



消費者安全法第12条(通知)

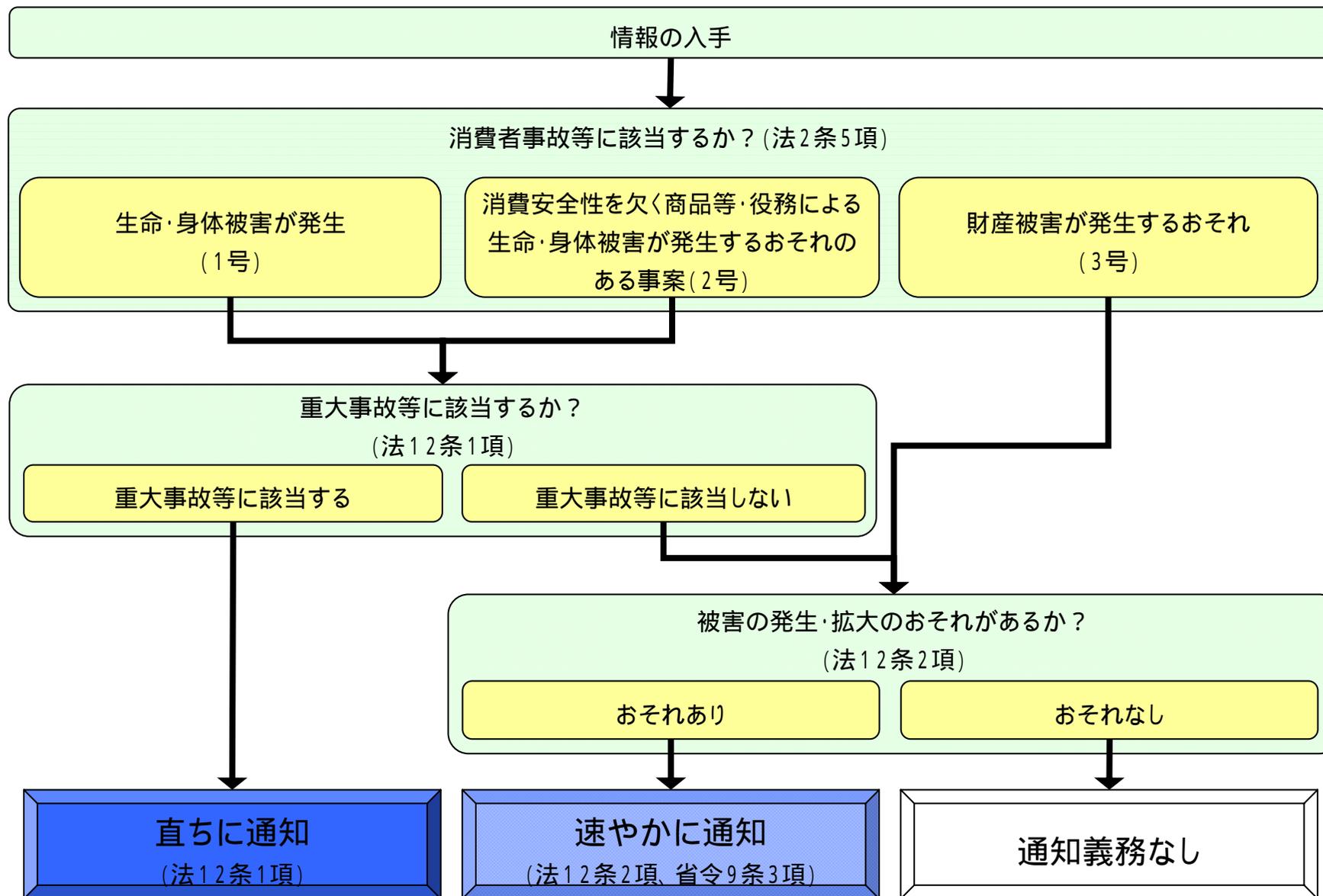
(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3～4 略

消費者安全法に基づく情報通知 (行政機関、地方公共団体、国民生活センター 消費者庁)



	重大事故等	消費者事故等(重大事故等を除く。)
タイミング	<p>発生した旨の情報を得たら直ちに (通知すべき情報の整理等のために必要と考えられる数時間以内)</p> <p>重大事故等に該当する可能性が高いと判断される時点で通知されることが望ましい</p>	<p>事故等の態様、商品・役務の特性などに照らし、被害の発生・拡大のおそれがあると認めるとき、速やかに</p> <p>事故等の態様： ・通常予見される使用方法による事故か、 ・多数の消費者に被害が生じているか、被害の程度、など</p> <p>商品・役務の特性： ・全国的に流通しているか、広く使用されているか ・事故原因と同一の原料や部品を使用している商品等が多数あるか、 ・事故発生の危険があることやその危険の回避方法が広く知られているか、 など</p>
方法	<p>電話、FAX、電子メール (電話の場合は速やかに、書面、FAX、電子メール)</p>	<p>書面、FAX、電子メール、PIO - NET入力、事故情報データベース入力</p>
通知事項	<p>事故等が発生した旨及び概要 事故等が発生した日時・場所 情報を得た日時・方法 事故等の態様 商品・役務を特定するために必要な事項 (商品名、型番等) 被害の状況</p>	<p>(左記に加え、) 関連事項</p>

(備考)なお、上記のほか、消費者庁における事故情報収集のための仕組みとしては、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の通知制度、消費者安全情報総括官制度に基づく重大事案等に関する申合せ等がある。

事故情報の集約、公表および分析

- 消費者事故等の通知状況について
- 消費者事故等の定期的公表
- 重大製品事故の定期的公表 消費生活用製品安全法
- 「事故情報データベース」の稼働
- 事故情報データベースにより提供される情報
- 消費者への注意喚起
- 消費者事故等に関する原因究明・分析

消費者事故等の通知状況について

消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案(H21.9.1～H22.3.31)は1330件(関係行政機関:981件、地方公共団体等:349件)

全体の約1/4(318件)が重大事故等に係るもの(関係行政機関より205件、地方公共団体等より113件)

消費者安全情報総括官制度として、事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案等について、関係府省庁間の連携強化

(主な例)古書店における本棚倒壊(10月)、清涼菓子への異物混入(11月)、学校屋上天窓からの転落事故(4月)等

○通知状況(H21.9.1～H22.3.31)

		食品	製品	施設	役務	その他	計
関係行政機関	消費者事故等	499	335	12	118	17	981
	重大事故等	1	106	9	88	1	205
地方公共団体等	消費者事故等	84	199	25	41	0	349
	重大事故等	5	76	11	21	0	113

消費者事故等の通知状況について

消費者庁では、被害拡大・再発防止を図るため、重大事故等の概要を定期的に公表するとともに、通知元に対して追跡確認を行ったうえで、事案の処理状況を以下のように仕分け、分析・究明を推進

- (A) 対策済 : 対策実施等により事案処理済
- (B) 対策検討・実施中 : 原因分析結果を踏まえ対策案の検討もしくは実施中
- (C) 分析着手 : 関係機関等により原因分析着手もしくは着手予定
- (D) 未進展その他 : 進展の見られない事案、事実確認が困難な事案

○追跡確認状況(H22.3.31現在)

		関係行政機関	地方公共団体	計
分類	(A)対策済	57	25	82
	(B)対策検討・実施中	114	4	118
	(C)分析着手	33	38	71
	(D)未進展その他	1	33	34
	小計	205	100	305
その他(相談者非公表希望など)		0	13	13
合計		205	113	318

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知(抜粋)

イ. 地方公共団体等からの通知

管理番号	報告受理日	事故発生日	製品名等	事故内容(通知後判明した事項も含む)	事故発生都道府県	速報段階の状況	未進展その他	分析着手	対策検討・実施中等	対策済
090901-003	平成21年9月1日	平成21年8月24日	スチームアイロン	服をハンガーにかけたままで使用できる当該アイロンを持ち上げた際、熱湯が飛び散り胸・腹に直径数センチの火傷が5箇所できた。	東京都	概要公表				関係機関等調査終了。規定量の水と塩を入れた場合でも動きによってはスチーム噴射口から熱湯が噴き出す現象が起きたが、相談者から聞き取った動きの再現実験では熱湯が噴き出す現象は起きなかった。
090902-005	平成21年9月2日	平成21年8月13日	日焼けマシーン	利用者が店舗にて日焼けマシーンを使用していたところ、低温やけど。	大阪府	事実未確認	事実確認不能			
090902-006	平成21年9月2日	平成21年9月2日	折り畳み自転車 (avisports A-101:株式会社タイセイ(輸入事業者))	当該折り畳み自転車で道路を走行中、ハンドルが外れて走行不能になり転倒し、右肩鎖骨骨折。	千葉県	概要公表				関係機関の調査により、ハンドルステムを締め付ける力の強弱や固定位置により、ハンドルが緩む可能性があると判明。メーカーが改善対策を実施。改善前の製品購入者に対しては、注意喚起文書を送付。
090904-003	平成21年9月4日	平成21年8月27日	トレーニング機器(折りたたみ式)	通信販売で購入した大型の健康器具を梱包から取り出そうとしたときに、左手人差指の第一関節と第二関節の間を切断。	滋賀県	概要公表		関係機関等調査中 なお、今回の事故発生を受け、事業者において、梱包の外側に「取扱注意」、当該機器に「指はさみ注意」等記載のシールを貼付し注意喚起		
090911-004	平成21年9月11日	平成21年9月1日	携帯電話急速充電器	子供用携帯電話端末に適合する当該急速充電器先端の接続コネクタ部分、端末にコネクタを接続せず、プラグをコンセントに差し込んだままの状態、布団を掛け就寝。深夜、掛け、敷き布団が20cm四方焦げ、子供が腕に火傷を負った。	愛知県	概要公表		関係機関等調査中		

消費者事故等の定期的公表

消費者安全法等に基づいて消費者庁に通知される消費者事故等に関する情報については、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止を旨として、その開示に努めなければならない(同法第3条第1項、第4条第3項)。そのため、週一回程度を目途として、定期的に情報を集約して公表を行っていく。

毎週水曜日に定期公表
消費者庁のホームページに掲載

News Release

平成22年4月28日
消費者庁

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、平成22年4月19日から平成22年4月25日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は27件、うち重大事故等として通知された事案は9件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 通知件数

関係行政機関より24件(食品-13件、製品-5件、運輸-3件、施設-3件)、地方公共団体等より3件(製品-2件、施設-1件)、計27件通知。

2. 重大事故等として通知された事案等

(1) 重大事故等として通知された事案¹⁾(9件)

(※) 消費者安全法に規定する重大事故等に該当するかどうかも含めて確認・調査中のもの

(7) 関係行政機関(9件)

- 経済産業省に報告のあった製品事故情報(3件)
- 国土交通省に報告のあった運輸事故情報(3件)
- 国土交通省に報告のあった施設事故情報(2件)
- 文部科学省に報告のあった施設事故情報(1件)

別紙 関係行政機関及び地方公共団体等からの通知						
■ 関係行政機関からの通知						
管理番号	報告受理日	事故発生日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県
E3100419-01	平成22年4月19日	平成22年4月16日	乗合バス	重傷1名	当該バスから降車しようとしたところ、座席と通路の隙間において転倒し、大腿骨を骨折。	宮城県
E3100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月20日	タワシー	火災	当該タワシーが客を乗せて走行中、バンネットから煙が出たため確認したところ出火し、車庫前部右側を焼損。	熊本県
D2100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月16日	ゴム管(迅速脱ぎ手あり) ※	火災	当該ゴム管を乾燥機に接続して使用していたところ、異音が生じ乾燥機カバー等が破損。 当該製品の迅速脱ぎ手の差し込みが不十分であったため、ガスが漏れ出し、乾燥機内の炎が引火と推定。	東京都
D2100421-02	平成22年4月21日	平成22年4月20日	風呂釜 (VF702製造、株式会社 徳田容器製作所、販売、株式 会社ハーゲン) ※	火災	当該風呂釜を使用していたところ、当該製品内部で出火し、当該製品を焼損。 当該製品は、販売者が無償点検及び部品交換の実施を告知した対象機種であったが、無償点検を受けていなかった。	宮崎県
A2100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月19日	高等学校ベランダに設置された手すり	重傷1名、軽傷1名	当該施設のベランダに設置された手すりに寄りかかった際に、手すりが落下し、生徒2名が転倒し、うち1名がかかとを骨折。	茨城県
E3100422-01	平成22年4月21日	平成22年2月23日	福祉車両	重傷1名	当該福祉車両のリフトを使用中、自動停止機能が働かず、収納動作に移行したためリフトが傾き転倒し、脚部を損傷。	山口県
D2100423-01	平成22年4月23日	平成22年4月22日	ガスストーブ (R-8681K-リンナイ株式会社) ※	負傷2名	当該ガスストーブを点火しようとしたところ爆発。現在詳細を調査中。	愛媛県

※ 消費生活用製品安全法、高圧ガス保安法またはガス事業法に基づき事業者から報告のあったものとして公表済

生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領 (抜粋)

消費者安全法第12条第1項及び第2項に基づく通知件数、通知機関別内訳等を示す。

重大事故等に該当し、又は該当する蓋然性が高いと認められる場合であって、消費者被害の発生又は拡大が考えられ得る場合には、事実関係の詳細について未確認であっても、通知機関等と調整したうえで、事故の概要等を公表する。

この際、消費生活用製品安全法等の運用に合わせて、因果関係(商品等又は役務が消費安全性を欠き、又は欠く可能性があり、これが被害等結果の原因である関係をいう。以下同じ。)があると強く疑われる場合には詳細な内容を公表し、因果関係の有無は未だ不明であるがその可能性が払拭されない場合には概要のみを公表する。

公表することを必ずしも前提としていない消費生活相談情報については、個別的に調整を図るなど丁寧な対応を怠らないよう十分に注意を払う。

一定の種類の製品等に共通する安全性に関する情報について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認められる場合、定期的な公表によらず公表を行う。

事故情報データベースにより提供される情報

	関係機関名	情報の内容
1	消費者庁	消費者安全法に基づいて消費者庁が集約している情報を登録しています。地方公共団体、各省庁から通知され、消費者庁が重大事故等として公表した事故情報です。原因究明中の事故を含んでいます。
2	(独)国民生活センター 消費生活センター (消費者庁)	消費生活センターに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO - NET)から転載しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
3	日本司法支援センター (法務省)	法テラスに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
4	厚生労働省	食品衛生法に基づいて厚生労働省が集約している、保健所が認知・公表した食中毒の発生情報です。
5	農林水産省	地方農政局などで入手した食品に由来する消費生活上の事故情報等の情報であり、消費者からの任意の申し出情報も含んでいます。、消費者からの任意の申し出情報は、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
6	消費者庁・経済産業省・ 農林水産省	消費生活用製品安全法に基づいて各省庁が事業者から報告を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
7	(独)製品評価技術基盤 機構(NITE) (経済産業省)	消費生活用製品安全法の重大製品事故には該当しないが、重大製品事故に準ずるものとして、事業者や消防等からの通知を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
8	国土交通省	都市公園で発生した重大な事故に関する情報として管理者等から報告を受けた情報を登録しています。
9	国土交通省国土技術政 策総合研究所	国土交通省が消費者から通知を受けた任意の申し出情報を登録しています。建築物事故情報ホットラインから転載しています。事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。

消費者事故等に関する原因究明・分析

(遊具利用者の事故例)

[現状・課題]

- 消費者庁には、遊具に起因する消費者事故等として11件が通知(うち9件の重大事故等)
- 国土交通省では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定し施設管理者へ周知するとともに、都市公園で発生した事故情報等についても情報共有を図っているところ
- 管理者によっては技術力や点検体制が異なることなどから、原因究明や改善措置が効果的・効率的に実施されるような取り組みを検討

[取組み]

- 集約された事故情報について、必要に応じ現地調査等により原因調査を実施し、関係者と連携して事故防止対策を検討(5件)
- 現在、都市公園での事故情報等については共有されているが、それ以外の事故情報についてもより広範に、関係行政機関の間で共有・周知する仕組みの構築
- 事故情報分析タスクフォース及び遊具の事故に関する専門家からの御指導等をふまえ、ブランコ等揺動系遊具や複合系遊具等の発生頻度が高い事故について、効果的・効率的に事故防止を図るため以下をとりまとめ、関係機関や地方自治体等に通知

✓事故防止につながる日常点検の重点項目

✓事故予防等のため、暫定的な補修事例

等



最近の主な自転車事故事例

走行中の転倒(事故発生日:平成22年5月10日)

当該製品で走行中、転倒して、重傷を負った。

電動アシスト自転車の火災(事故発生日:平成22年4月30日)

当該製品からバッテリーを取り外して充電し、保管していたところ、バッテリーが発煙・焼損する火災が発生した。

事故原因は、雨等の水分がバッテリーケース内部に侵入することで結露が発生し、基板の電気腐食が進み、基板が短絡して発火に至ったものと考えられる。

平成13年2月14日リコール措置済。

走行中の転倒(事故発生日:平成22年4月26日)

当該製品で走行中、転倒して、重傷を負った。

走行中の転倒(事故発生日:平成22年4月18日)

当該製品で走行中、転倒して、重傷を負った。

自転車用幼児座席の破損(事故発生日:平成22年4月13日)

幼児を当該製品に乗せて自転車で走行中、足載せが折れ、幼児の右足が車輪にまき込まれ、重傷を負った。

走行中の転倒(事故発生日:平成22年4月4日)

当該製品で走行中、転倒して、重傷を負った。

自転車用幼児座席の破損(事故発生日:平成22年3月31日)

幼児を当該製品に乗せて自転車で走行中、足載せが折れ、幼児の右足が車輪にまき込まれ、重傷を負った。

現在の取扱とその課題 および今後の改善案について

- 消費者事故等の定義および通知に係る判断
- 事務の効率化
- 事故情報の利活用
- 中期的な改善に係る検討

消費者事故等の定義及び通知にかかる判断(現在の取扱とその課題)

消費者安全法第2条は、消費者事故等は消費者による使用等に伴い生じた事故と規定。また、「消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるもの」を除外

安全基準に適合している、表示・取扱説明書がきちんと整えられている、使用者の誤使用とみるべき状況が確認されている等の場合、その時点において消費者事故等とみなすことは困難

消費者安全法第12条は、通知元となる機関側において、「消費者事故が発生した旨の情報を得た」かどうか、「同種・類似の事故が発生するおそれがあると認める」かどうかを判断する仕組み

消費者庁においては、基本的に通知元の判断に従って受動的に通知されたものを受信(通知後、重大事故等については、通知元へ詳細情報を聴取調査したうえで、定期的に公表)

消費者安全法第12条は、「内閣府令で定める事項を通知しなければならない」としており、施行規則第9条は、事故の発生日時・場所、被害程度、商品を特定するために必要な情報等をその事項と規定(消費者相談等では、上記事項を充たしていない場合あり)

消費者事故等の定義及び通知にかかる判断(今後の改善案)

消費者事故等に該当する可能性のある情報については、現時点では、事故と製品の因果関係がはっきりしていない、消費安全性を欠いているかどうかははっきりしていない、通知事項を充たしていない等の情報であっても、参考情報として提供いただき、それら参考情報について慎重な取扱の下、関係機関の間で情報システム上共有できる仕組み作りを進める。

消費者安全法の周知徹底及び事務の効率化(今後の改善案)

逐条解説資料の作成・配布、地方説明会の開催(全国12ヶ所予定)
PIO-NETが設置されていない消費者行政担当課において、事故情報データベースにアクセスできるよう、同システムのLG-WANへの接続を進める。これによって、消費者庁への事故情報や参考情報の通知・提供を簡単化するとともに、一元化される情報を関係機関の間で共有し、事故の再発・拡大防止に役立てやすい環境整備を進める。

行政向けの事故情報データベースの拡充を進める。

重大事故等のほか、消費者事故等情報、参考情報の閲覧・検索を可能とし、また、データベースに登録されたデータの傾向等について、解析可能なツールを搭載する。

消費者安全法第23条に基づく権限委任(立入調査権限等)を進め、事故情報を契機とした安全確保のための取組が実施しやすくなる環境整備を進める。

重大事故等に至らない消費者事故等は、件数のみ公表する扱いとなっている現状を改め、情報発信のあり方について、能動的な情報発信である「公表」と、情報を閲覧可能な状態に置く「開示」に二分し、重大事故等については詳細情報を確認したうえで「公表」する現在の取扱を継続するとともに、消費者事故等については、詳細情報の確認を経ていない情報であることを注釈したうえで、国民向けの事故情報データベースにおいて「開示」することとする。

行政機関以外の関連機関からの情報収集

消費者事故に関連する情報を把握し得る医療機関について、任意協力を得て情報提供を受ける仕組み作りを進める。

事業者(消費生活用製品を除く)による報告制度の必要性

消費生活用製品以外の物品について、消費生活用製品安全法と同様な事故情報報告義務を事業者に課する制度整備を求める議論があるところ、その検討のための素材として、海外や地方自治体における事故情報収集に係る取組事例に関する調査を進める。

被害程度

重大事故の定義については、様々な消費者被害の原因、傷病箇所、転帰等に照らし、現在の規定振りで必要十分な範囲をカバーしているか否か点検・評価するため、関連情報を収集する。

リコール情報

内外のリコールに係る制度や取組を調査し、消費者庁として独自に取り組むべきリコール情報の収集・発信に係る取組について検討を進める。